

(仮称) 堺市自治会活動保険について

【1】概要

防犯や防災、住民交流等の取組を実践されている自治会において、活動中の不測の事故により第三者の生命、身体または財物に損害を与えた際に負う法律上の賠償責任や自治会員が負傷又は死亡した場合に係る治療費等に対し保険金が支払われるもの。

【2】保険契約者

堺市自治連合協議会

【3】保険の適用を受けられる自治会

- ①堺市自治連合協議会
- ②各区自治連合協議会
- ③各校区自治連合会
- ④校区自治連合会を構成する単位自治会

【4】保険の適用を受けることができる活動

被保険者となる自治会が企画・立案し、会議、会則等、所定の手続きを経て実施することが決定された活動及び行事

【5】加入を予定している保険の種類

* 傷害保険

被保険者が対象となる活動に従事中又は参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により、怪我または死亡した場合に保険金を支払う。

* 賠償責任保険

対象となる活動に伴う事故により、被保険者が、他人の生命、身体若しくは財物の損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害について、保険金を支払う。

令和6年4月5日

【6】今後のスケジュール（予定）

時期	内容
4月末	堺市自治連合協議会における当該年度の加入世帯数の集計
5月	複数保険会社へ見積依頼を実施
6月	保険契約締結
7月1日～	保険開始（来年6月30日まで）

【7】その他

- ・保険の加入は、堺市自治連合協議会が一括して契約を行います。
- ・保険に関する詳細は、保険会社が決まった後でご案内します。